

一定の規模以上の土地の形質の変更を行う事業者は、 土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要です

一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合は、形質の変更に着手する30日前までに届出が義務付けられています。

土地の形質の変更とは？

土地の形状や性質の変更を指し、一般的には土壌の掘削や盛土（掘削後の埋め戻しも含む）を伴う行為が該当します。



「一定の規模以上」とは？

土地の形質の変更面積（掘削・盛土等の合計面積）が**3,000㎡以上**である工事が対象となります。ただし、有害物質使用特定施設(※)が設置されている（または過去に設置されており使用が廃止された）事業場の敷地で形質の変更を行う場合は**900㎡以上**で届出が必要となります。

(※)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用・製造・処理するものを指します。特定施設の設置届出状況は県のホームページ（みやざきの環境）でも公表しています。

届出先

- 宮崎市内で土地の形質の変更を実施・・・宮崎市環境指導課
(☎0985-21-1763)
- 宮崎市以外・・・土地の形質の変更を行う場所を管轄する県保健所

届出期限：土地の形質の変更に着手する30日前まで

罰則

届出を行わずに土地の形質の変更をした場合、又は虚偽の届出をした場合は3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることがあります（土壤汚染対策法第66条）。

土壤汚染対策法に関する案内（県ホームページ「みやざきの環境」）

検索

宮崎 土壤汚染対策法

問い合わせ先：県保健所または宮崎県環境管理課（☎0985-26-7085）